

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第21回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2023年4月12日、第21回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

今回の部会は、私的年金と公的年金の位置づけを中心に、有識者からのヒアリングが行われました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32579.html

<参考>2022年12月9日メルマガ

「第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n347_nenkin_magazine_20221209.pdf

【議事】

1.私的年金制度に関する今後の検討における主な視点

○はじめに、事務局より、資料1「私的年金制度（企業年金・個人年金）に関する今後の検討における主な視点」に沿って説明が行われました。

○昨今の経済・社会の変化を踏まえ、私的年金制度は、
・多様な働き方の中で、早期から継続的に資産形成を図ることができるようにする

- ・個々の事情に応じて、多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする

ことが求められており、今後の検討における主な視点（例）としては、

- ①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築
(→ 加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)
- ②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備
(→ 制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進（特に、中小企業）、周知広報等)
- ③制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備
(→ 投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、従来の制度改正で提起された課題等)

が、挙げられるのではないかと、との説明がありました。

○なお、この内容は、今回から4回ほど有識者からのヒアリングを行うに当たり、意見をもらうきっかけとしての補助的な整理に過ぎない、との説明が事務局からありました。

2. 有識者からのヒアリング

(1) 石田成則氏（関西大学政策創造学部教授）

○資料2「公私役割分担の考え方と年金政策」に沿って報告。

- ・私的制度は、情報の偏在による逆選択や品質問題による「市場の失敗」が避けられない。公的制度はそのデメリットを補うことに意義がある。
- ・賦課式の公的年金と積立式の私的年金の存在でリスク分散効果が図られている。
- ・OECD諸国の調査では、強制加入を導入した場合やDC等の加入率が向上した場合の年金資産増加への影響が顕著。
- ・今後は、情報開示（ねんきん定期便の拡充、情報の一元的開示）の推進や手数料等の価格規制による取引費用の軽減が必要。

(2) 谷内陽一氏（第一生命経済研究所主席研究員）

○資料3 「公的年金と私的年金の新たな役割分担『WPP』とは～人生100年時代の『シン・年金受給戦略』」に沿って報告。

- ・旧来の年金制度において、私的年金は公的年金への上乗せで、ともに終身である「完投型」だったが、私的年金は低金利の常態化や長寿化により終身年金の提供が困難になった。
- ・そこで、「就労延長（Work longer）」・「私的年金等（Private pensions）」・「公的年金（Public pensions）」の3種類を引継いでいく「継投型」（WPP）を提唱したい。
- ・WPPのバリエーションは色々考えられるが、就労延長でも現役期と同じ働き方は不要であり、また私的年金等には他の金融商品や制度を総動員するとともに、公的年金で終身年金を受給することにより、老後生活の安定が図られるのではないか。

(3) 上田憲一郎氏（帝京大学経済学部教授）

○資料4 「私的年金制度に関するコメントー個人的な問題意識をもとにしてー」に沿って報告。

- ・中小・零細企業への企業年金の広がり懸念あり。適年廃止後、手薄になっているのではないか。iDeCoプラスは良い制度と思われ、活用すべき。
- ・私的年金について周知・広報が必要。学生と接する中でも、入社直後からいきなりDCで運用を始めることに戸惑いが多く見られる。
- ・公的年金の受給額については、サラリーマンと専業主婦の世帯が例示されるが、共働き世帯を前提とした議論も必要ではないか。

3. 委員からの意見（一部抜粋）

- ・中小企業の経営では、深刻な人手不足が問題となっており、就労延長の観点からも検討をお願いしたい。
- ・私的年金において、日本は一時金受取の選択が多く、年金受取の選択が少ない。ドイツやイギリスでは商品の改革が行われ、元本保証、終身年金、計画引出しプラン等、各種の手当がなされている。税制の違いもあるだろうが、諸外国との比較が必要。
- ・WPPというのは民間の知恵であって、国策として進めるということではない。他の形での対応方法もあるだろう。

- ・物価上昇に対して私的年金は目減りするリスクがある。就労延長と公的年金でカバーすることになろう。
- ・現在の議論は、私的年金の普及促進に偏っている印象を受ける。私的年金には例えば運用の失敗もあるが、その時の救助策等の議論も必要ではないか。
- ・金融サービス法の改正案で企業年金関係者に求められている最善利益義務については、前回、「新しい義務・規制ではない」との説明があったが、引き続き説明をお願いしたい。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202304-170-0022-D